

令和 8 年度 中間市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 6 月 1 日

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、中間市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり調達方針を策定する。

2 方針の対象範囲

この方針は、中間市の全組織を対象とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

（1）障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づき次に掲げる事業所、施設等とする。

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障がい者を多数雇用している次に掲げる企業等とする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく特定子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所（次の全ての条件を満たす事業所）

（ア）障がい者の雇用者数が 5 人以上

（イ）障がい者の割合が従業員の 20 パーセント以上

（ウ）雇用障がい者に占める重度障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30 パーセント以上

（3）次に掲げる在宅就業障がい者等とする。

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達する物品等

物品：事務用品、菓子類、食料品、雑貨、野菜など。

役務：清掃、除草、印刷、施設管理、情報処理など。

5 調達推進について

障がい者就労施設等からの情報を基に提供可能な物品及び役務について各組織に情報提供し、調達推進に努める。

6 令和8年度調達目標

前年度実績を基準目標とし、基準目標を上回るように努める。

※令和7年度調達実績 1, 992, 914円

7 調達方針及び実績の公表

- (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市のホームページ等を通じ公表するものとする。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、実績を取りまとめ、市のホームページ等を通じ公表するものとする。

8 その他

- (1) 市と業務委託契約（指定管理者制度による施設管理運営を含む。）を締結している相手方や補助金等の交付先に対し、障がい者就労施設等からの調達に関する理解と協力を求める。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく障がい者就労施設等との随意契約の積極的な活用を検討する。ただし、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置されたシルバー人材センター等にも十分に配慮しながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を進めるものとする。
- (3) この方針に係る担当窓口は、福祉支援課障がい者福祉係とする。